

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は取締役・監査役を中心として、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスを構築し、その充実を図っています。そして、グループ全体として、株主・顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様に対しても透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営を維持することにより企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	108,235,000	6.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	92,260,000	5.52
株式会社みずほ銀行	57,443,650	3.43
JFEスチール株式会社	56,174,400	3.36
日本生命保険相互会社	54,016,659	3.23
東京海上日動火災保険株式会社	35,785,589	2.14
川崎重工共栄会	33,490,192	2.00
川崎重工業従業員持株会	30,828,637	1.84
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	27,579,700	1.65
株式会社三井住友銀行	26,828,453	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成23年4月21日付で住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、中央三井アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。

しかしながら、当社としては、平成23年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
-------------	-----------------------

決算期	3月
-----	----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満
-------------------	-------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

JASDAQ に上場している川重冷熱工業(株)の議決権の83.59%(内、間接保有0.07%)を所有しています。
同社は、ボイラ及び空調機器の製造・販売を独自に行っており事業としての独立性は高いものの、グループにおける重要な子会社と位置づけ、当社から社外取締役・社外監査役を派遣することにより監督機能を強化し、ガバナンスの充実を図っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役及び監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っています。監査結果については定期的に報告を受け、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。また、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人からは適宜監査に関する報告を受けています。

内部監査部門である監査部は、監査役に対し、内部監査の結果報告を行っています。また、監査役と監査部は情報交換を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
土井 憲三	弁護士				○				○	
岡 道生	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

土井 憲三		株式会社ワールド 社外監査役	弁護士としての高い見識とさまざまな経験を生かし、公正かつ独立した立場からの意見を取り入れることにより、監査機能を充実させるため。
岡 道生	○	—	会社役員としての豊富な経験と高い見識を生かし、公正かつ独立した立場からの意見を取り入れることにより、監査機能を充実させるため。なお、同氏は過去に川崎汽船株式会社及びその関連会社の役員に就任していましたが、川崎汽船株式会社はグループ会社のような資本関係には無く、売上高に占める割合も僅少であることから、その独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

経営管理指標としている投下資本利益率(ROIC=(税引前利益+支払利息)÷投下資本)に、報酬を連動させています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

株主総会決議に基づき支払った額の総額を記載しています。
 なお、平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)において、当社が支払った報酬は次のとおりです。
 株主総会決議に基づく限度額の範囲内で支払った報酬
 取締役575百万円 監査役84百万円(うち社外監査役16百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社取締役及び監査役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上、及び優秀な人材の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しています。監査役報酬は、その職務の独立性という観点から、業績連動を伴わない固定報酬とし、監査役会にて決定しています。なお、上記取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬枠の範囲内に収まるように設定し、運用しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役付として専任者及び監査部長が、社外監査役を含めて全監査役をサポートしています。監査役会、業務監査の場を通じて、常勤監査役から社外監査役に情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行
 当社は、監査役設置型を採用しており、取締役が経営戦略の立案と業務執行の監督にあたるとともに、監査役が監査を行っています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる体制とするため、執行役員制の下で、取締役会において選任された執行役員が業務執行を行っています。業務執行にあたっての基本目標・方針は、取締役会において経営計画を編成するなかで決定され、全執行役員に直ちに示達されるとともに、執行役員会において徹底が図られています。経営計画の実行状況については、代表取締役等で構成する経営会議、並びに取締役会において定期的にフォローアップしています。また、取締役については、その報酬に業績を反映させてインセンティブとする一方で、任期を1年とし、経営責任の

明確化を図っています。なお、重要な経営課題については、経営会議において重点的に審議し、所定の事項については取締役会に諮ることとしています。経営会議は原則として月3回開催し、連結経営の見地に立って、経営方針・経営戦略・重要な経営課題などを審議しています。

(2) 監査機能

監査役は、取締役会及び経営会議等に出席するとともに、重要書類の閲覧や、代表取締役との定期的会合、社内各部門及び子会社の監査を通じて業務及び財産の状況の調査等を行っています。

また、当社との取引関係等のない社外監査役の選任により、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任した上で、社内監査役と社外監査役の情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っています。

なお、社外監査役は、その責任範囲を会社法第427条第1項及び定款第41条に基づき、1千万円又は会社法第425条第1項に規定する額(監査役報酬の2年分)のいずれか高い方を限度とする契約を当社と結んでいます。

さらに、内部監査部門である監査部が、当社グループの経営活動全般における業務執行が、法規並びに社内ルールに基づいて適切に運用されているか等の監査を定期的に行う等、内部統制機能の向上を図っています。また、監査役と監査部は情報交換を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有しています。

会計監査については、当社の会計監査人である、有限責任あずさ監査法人の財務諸表監査を受けています。監査役及び監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っています。監査結果については、定期的に報告を受け、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。また、必要に応じて監査役が会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人から適宜監査に関する報告を受けています。

平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)において会計監査業務を執行した公認会計士及び監査業務の補助者等は以下のとおりです。

有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 米林 彰
指定有限責任社員 業務執行社員 北本 敏
指定有限責任社員 業務執行社員 常本 良治
指定有限責任社員 業務執行社員 神田 正史

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 24名

その他 29名

なお、継続監査年数については全員7年以内であるため記載を省略しています。

(3) コンプライアンス体制

企業倫理に関する社内規則を整備するだけでなく、全社CSR委員会に加え、グループ内の各組織に事業部門CSR委員会を設置しています。さらに、従業員に対しては「コンプライアンスガイドブック」の配布の他、e-learning 等によるコンプライアンス教育も充実させており、グループを挙げてコンプライアンスに対する意識の向上を図っています。その他、外部の弁護士を窓口とする「コンプライアンス報告・相談制度」を定め、従業員が内部の目を気にすることなく相談できる仕組みを構築しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、業務執行から独立した取締役を置き、経営全般に対する取締役会の監督・監視機能を強化しています。また、当社との取引関係等の利害関係のない2名の社外監査役(うち1名は独立役員)を選任することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任した上で、社内監査役と社外監査役との情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っています。

これらの理由により、当社では社外取締役を設置していません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な議案検討時間を確保できるように、株主総会開催日の3週間前に招集通知を発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性の向上を目的として、パソコン、携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(全文)を作成し、当社ホームページ等を通じて提供しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算及び本決算発表時の年二回、社長及び財務担当取締役による決算説明会を開催しており、説明会では、決算実績及び業績見通し、今後の経営戦略等の説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用サイト(日本語及び英文)を設置し、主に次の(1)~(7)の会社情報を掲載しています。 (1)決算情報 (2)決算情報以外の適時開示資料 (3)有価証券報告書又は四半期報告書 (4)株主総会の招集通知 (5)Business Report (6)アニュアルレポート (7)決算説明資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部IR課及び総務部文書株式課で対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「カワサキグループ・ミッションステートメント」において、川崎重工業グループがステークホルダーに対し果たすべき使命をグループミッションとして掲げるだけでなく、従業員一人一人に求められるべき規範を、グループ行動指針として定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「社会の持続可能な発展」に貢献する当社の姿勢を「環境憲章」として明確化し、企業経営に環境を配慮する環境調和型経営を目指しております。また、当社の環境調和型経営や環境保全活動については、ホームページやCSR報告書の中で紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時、適切な会社情報を正確かつ公平に提供することを目的に、証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行っており、「会社情報の適時開示に関する規則」においてその取扱いを定め、「会社情報の適時開示に関する基準」により開示情報を明確化しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(ア) 内部統制システム整備の基本方針

川崎重工グループは、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する"Global Kawasaki"』という「グループミッション(果たすべき使命・役割)」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を当社グループの全役員・全従業員によって具現化するために、適切な組織の構築、社内規定・ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制として内部統制システムを整備・維持する。また、不断の見直しによってその改善を図り、もって、グループの健全で持続的成長に資する効率的で適法な企業体制をより強固なものとしていく。

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システムの整備・維持・改善を進めているが、当社を取り巻く環境の変化等も視野に入れ、今後も必要に応じて見直しを行うものとする。

a. 取締役及び使用人に関する内部統制システム

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ・川崎重工企業倫理規則に則り、当社役員・従業員に対して「企業人としての倫理規範の実践」「人格・人権の尊重と差別の禁止」「環境保全の促進」「法令及び社会のルールの遵守」「適正な会計処理及び財務報告の信頼性の確保」(以下「企業倫理の基本理念」という)を義務付け、法令、及び定款を始めとする当社の諸規則等を遵守することを徹底する。
- ・内部統制管理規則に則り、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するため、社長を内部統制最高責任者、各事業部門長を内部統制責任者とする推進体制を適切に運用し、経営会議において内部統制システムの整備・維持・改善を図るための各種施策を審議・決定する。また、執行役員・役員・従業員それぞれに定められている役割と責任に基づき、内部統制システムを統一的に運用する。
- ・全社CSR委員会規則及び事業部門CSR委員会規程に則り、社長統括の下、役員他で構成される全社CSR委員会及び事業部門CSR委員会において川崎重工企業倫理規則に規定される企業倫理の基本理念を遵守するための各種施策及び当社グループのコンプライアンスの徹底を図るための各種施策を審議・決定し、各種法令遵守の啓蒙・教育活動の継続的実施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めるとともに、その運用状況のモニタリングを行う。
- ・コンプライアンス報告・相談制度規則に則り、職制又は関係部門を通じたコンプライアンス違反の是正が困難な場合に、コンプライアンス違反に関する情報を内部通報できる制度を適切に運用し、コンプライアンス体制の充実を図る。
- ・業務執行を委任する執行役員を取締役会で選任し、執行役員に業務執行を委ねる一方で、執行役員を兼務しない取締役並びに東京証券取引所の定める独立役員を置き、経営全般に対する取締役会の監督・監視機能を強化する。
- ・内部監査規則に則り、監査部による業務監査を行い、業務執行の適正を確保する。
- ・財務報告に係る内部統制の基本方針書に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告を適切に行い、財務報告の信頼性を確保する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ・取締役の職務の執行に係る情報(議事録、決議記録及びそれらの付属資料、会計帳簿、会計伝票及びその他の情報)は、文書取扱規則その他関連する規則等に従い、適切に保存及び管理を行う。取締役、監査役及びそれらに指名された使用人はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとする。
- ・秘密情報の保護については、企業秘密管理規程、個人情報については個人情報保護規則により適正な取扱いを徹底し、規則等に定められた方法による検証や業務監査などにより、その実効性を確保する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ・リスク管理規則に則り、社長をリスク管理最高責任者、各事業部門長をリスク管理担当責任者とし、想定されるリスクを当社グループ共通の尺度で網羅的に把握し、リスク又はリスクによりもたらされる損失を未然に回避・極小化するためのリスク管理体制を適切に運用する。
- ・経営戦略上のリスクについては、取締役会規則、経営会議規則、決議規則に則り、事前に関連部門においてリスクの分析や対応策等の検討を行い、規則に準じて取締役会又は経営会議において審議・決議を行う。特に、経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、別途、重要プロジェクトのリスク管理に関する規則に則り、適切なリスク管理の実施を行う。
- ・リスクが顕在化した場合として、危機管理規則に則り、緊急事態における行動指針を明らかにするとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に運用する。特に、大規模地震等の災害や感染症パンデミック等が発生した場合に備え、優先的に継続又は復旧する重要業務を特定の上、事業への影響を最低限に抑えるとともに復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ・「カワサキグループ・ミッションステートメント」で明確にした当社グループの存在意義・役割を踏まえ、中期経営計画において事業部門毎に長期的ビジョンを定め、将来の到達目標を共有する。
- ・「カワサキグループ・ミッションステートメント」及び長期的ビジョン(「Kawasaki 事業ビジョン 2020」)の達成に向けて、中期経営計画、短期経営計画を策定し、これに基づいて各組織レベルにおいて目標を定めるとともに、役員個々人の業績目標を設定し、達成すべき目標を明確化する活動に取組む。また、それぞれの計画・目標は、定期的なレビューを行い、より適正且つ効率的な業務執行が出来る体制を確保する。
- ・役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統などを業務分掌管理規程と決議規則等に規定し、役員員の権限や裁量の範囲を明確化している。また、執行役員規則に則り、取締役会の決議に基づき執行役員を選任し、「業務執行体制」を明確化している。これらの体制を適切に運用することにより、各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図る。
- ・取締役会決議と社長決裁に向けての審議機関として経営会議を設置しており、経営会議における審議を通じて取締役の職務執行の効率性を確保する。また、経営方針・計画の周知及び意思統一のための、執行役員全員を対象とした執行役員会を開催する。
- ・カンパニー制度に則り、各事業部門は、委譲された権限と責任の下に自ら意思決定を行い、環境の変化に適応した機動的な事業運営を行う。

b. 企業集団における内部統制システム

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ・当社グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、「カワサキグループ・ミッションステートメント」及び中期経営計画等に示される基本的な考え方・ビジョンを共有することを通じ、企業集団全体として業務の適正を確保する。
- ・内部統制管理規則に則り、当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するための体制を適切に運用する。
- ・また、当社は、子会社の株主として株主総会における議決権行使による統制を行うとともに、関連企業規則・決議規則によって子会社運営の重要事項決定等の統制を行う。具体的には、子会社へ適宜非常勤取締役・非常勤監査役を派遣することによって経営の監督・監視を行うとともに、子会社を統轄する関連企業総括部を設置し、各社の役割の明確化により、適正なグループ経営を管理する体制を確保する。また、関連企業非常勤役員内規に則り、当社から派遣する非常勤役員に対する啓蒙・教育を行う。
- ・グループ内部監査を統轄する監査部は、当社及び子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正を確保しグループ間の不公正な取引を防止する。
- ・全社CSR委員会規則に則り、当社グループ全体として企業倫理の基本理念・コンプライアンスに関する方針・各種施策を審議し、運用状況を

エックする体制を確保する。

c. 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

(a) 監査役がその職務を補佐すべき使用人の設置を求めた場合の使用人に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
・監査役の要請に応じて必要な要員(監査役付)を配置する。

(b) 監査役の職務を補佐すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
・監査役の職務を補佐すべき使用人(監査役付)は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事は、監査役の同意を必要とする。

(c) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
・監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会や全社CSR委員会、全社リスク管理委員会などの全社会議体へ出席しており、取締役及び使用人は、これら会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務遂行状況などを報告する。また、取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
・使用人は、決裁規則に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行う。
・監査部並びに会計監査人は、適時、監査役に対して、各事業所・グループ各社に対する監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(d) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
・取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は、取締役会・経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
・取締役は、監査役と監査部が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力する。
・監査役の選任議案や監査役報酬等について、法令・定款に従い監査役の同意、あるいは監査役会の決定を得る。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、全従業員に対し「コンプライアンスガイドブック」を配布し、その第1項で「反社会的勢力への利益供与」を禁止し、具体的禁止事例を列挙している。「コンプライアンスガイドブック」記載事項については、単に配布するだけでなく、研修を行うことなどによって周知徹底を図る。

また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等外部の専門機関との緊密な連携を構築すると共に、関係部門と連携の上、反社会的勢力からの不当な要求に対し組織的に対処する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では買収防衛策を導入する予定はありませんが、当社の取組みを支持して下さる株主をはじめ、全てのステークホルダーの皆様の利益を損なわないため、当社としてどのような対応をとるべきか検討します。

なお、当社は中期的視点を踏まえた経営戦略を立案・実践し、かつ、株主をはじめお客様・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様に対しても透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営を維持することにより企業価値の向上に取り組んでおります。

このような企業価値向上への取組みとその成果が、株式市場において公正に評価され、株価に正しく反映されることが重要と考えており、そのため、適切な情報開示を行うとともに、株主の皆様とのコミュニケーションを深めていくことに今後とも注力いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な会社情報を投資者に正確かつ公平に提供することを目的として、適時開示を必要とする事項、かつその取扱いを定めた「会社情報の適時開示に関する規則」並びに「会社情報の適時開示に関する基準」(以下「社内規定」という)を設け、当該社内規定に則して以下の適時開示に係る社内体制を構築し、会社情報の開示を行っています。

- ・社内規定を従業員に対して周知徹底する。
- ・社内規定において定められた事象が発生した場合、当該事象について業務上所掌する部門の責任者(以下「主管部門長」)は、情報取扱責任者である総務部長へ当該事象に係る情報を速やかに報告する。
- ・総務部長、主管部門長及び社内規定における協議部門責任者である広報部長は、当該情報が証券取引所規定の適時開示規則等に定められた開示情報か否かを判断する。
- ・当該情報が開示すべき情報であると判断された場合には、総務部長は、当該事象の具体的内容と開示を行う旨を代表者である社長へ報告し、開示についての承認を受ける。
- ・社長は、開示内容につき遅滞なく取締役及び監査役へ報告する。
- ・総務部長は、速やかに投資者への開示を行う。
- ・内部監査部門は、当該社内体制の適切性並びに有効性を検証し、取締役へ報告を行う。

